

## 第76回(令和5年度第2回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和5年12月11日(月) 15時00分～16時40分

2 場所 札幌市役所12階 4号・5号会議室

### 3 議題

#### ○ 諮問事項の審議(審議順)

- ・ 【諮問第148号】市長(保健福祉局総務部保護課)  
生活保護に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について
- ・ 【諮問第147号】市長(財政局税政部税制課)  
地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

### 4 出席者

#### (1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	小倉 一志	金子 長雄	津田 智成
光崎 聡	南 弘征	米田 雅宏	

#### (2) 市の機関(審議順)

##### ○ 【諮問第148号】

保) 保護課長	向瀬
保) 保護課指導担当係長	宇都宮
保) 保護課保護係	萬里小路

##### ○ 【諮問第147号】

財) 税制課長	今野
財) 税制課審査・企画担当係長	中島
財) 税制課審査・企画担当係	三井
財) 市民税課市民税係長	高橋

(3) 事務局

総) 行政部長	城戸崎
総) 行政情報課長	須田
総) 行政情報課個人情報担当係長	伊藤
総) 行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

(2) 防犯カメラのセキュリティ状況に係る事務局からの報告

前回（第75回）の札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）において、事務局から市の施設に設置する防犯カメラのセキュリティ状況を報告した際に、委員から防犯カメラの機種や映像の保存先について、一度、確認が必要ではないかとの意見があった。

事務局から、現在、この意見を受けて、市の施設に防犯カメラを設置している全ての所管課に対して防犯カメラの機種や映像の保存方法などを照会しており、この照会結果については、回答集約後の直近の審議会に報告する予定である旨の報告があった。

(3) 諮問事項の審議

ア 【諮問第148号】市長（保健福祉局総務部保護課）

生活保護に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

**マイナンバーカードについて**

- ・ 生活保護を受給されている方（以下「被保護者」という。）がマイナンバーカードを取得している割合は、どの程度か。
- 定期的に調査を行っており、直近に調査を行った令和5年4月30日時点で、被保護者の52.8%がマイナンバーカードを保有している。

**オンライン資格確認での受診について**

- ・ マイナンバーカードを保有している被保護者が全体の半分しかないとのこ

とだが、マイナンバーカードを保有していない半数の被保護者が医療機関を受診する際は、オンライン資格確認による受診が可能になっても、現在と同様の受診の流れになるのか。

- 当面は現在と同様の受診の流れになるため、マイナンバーカードを保有している被保護者と保有していない被保護者の受診手続の併用という形になる。オンライン資格確認での受診について被保護者に説明して、できるだけ増やしていきたいと考えている。
- ・ マイナンバーカードを保有していない方々の一つの理由として、「申請手続が面倒だから」又は「個人情報の漏えいのリスクがある」というものが挙げられると思うが、被保護者に対して、オンライン資格確認によって今後はより受診がスムーズに、また、便利になっていくということを周知していく予定はあるのか。
- 現行の生活保護業務では、職員（CW）が定期的に被保護者と面会する機会があるため、その際にオンライン資格確認に関する文書などを見せながら、周知を図る予定である。

#### オンライン資格確認での受診時の漏えいリスクについて

- ・ オンライン資格確認ではセキュリティ対策を様々考えていると思うが、施設在住の高齢の被保護者や支援が必要な被保護者によっては、施設職員等がマイナンバーカードを使って代わりに手続などを行うように思う。その際、当該被保護者の個人番号やパスワード又は医療情報（例えば、施設入所前に心療内科を受診していた事実等、一般的に他者に知られたくない情報等）が、当該施設職員等に知られてしまうことがあり得るのか。
- 支援が必要な被保護者については、そういったシチュエーションが出てくる可能性はある。このため、プライバシーには十分留意する必要があると思われる。
- ・ マイナポータルそのものは、個別のパスワードがない限りは原則第三者がアクセスできないようになっていると思う。したがって、何らかのパスワードを漏らした本人の責任という見方もあり得る。また、マイナンバーカードがなければ基本的には何もできず、暗証番号だけがわかっているだけでも何もできないように設計されているはずである。体験上、かかりつけの病院でもマイナ

ンバーカードを用いる機器は設置されているが、大概写真の読取精度が低く、パスワードを入力しなければならない。その場合、後ろから覗く人間がいた場合は、漏えいのリスクも考えられる。常にどこかリスクが付きまとうことから、運用におけるそれぞれの段階でリスクを回避するような手段を考える必要がある。

さらに、マイナンバーカードについては、現在は希望者のみの配布となっていることで、受診に当たっては、これまでと同様の方法とオンライン資格確認による二つの方法をとる必要がある。徐々にオンライン資格確認が普及していくと思われるが、その過程においてできることはやっていく必要がある。

#### オンライン資格確認導入の効果について

- ・ 資料P5「イ 生活保護におけるオンライン資格確認導入後の流れ」の中に、「①（前略）、生活保護の開始・廃止等に伴う医療保険資格の異動による医療費の過誤請求を減らすことができ、」と記載があるが、今現在で過誤請求というものはどのくらいの件数や金額があり、オンライン資格確認を導入することでどれくらい減らすことができるのか、数字で分かるものがあれば教えてほしい。
- 診療報酬明細書の内容点検を行っており、令和4年度の情報になるが、この点検により本来請求してはいけないものとして請求し直しとなった件数は5,281件、金額としては3億4,600万円弱ある。これには医療保険資格の異動以外の理由で請求し直しとなったものも含まれるが、オンライン資格確認の導入により、一定数は減らせるものと見込んでいる。

#### 医療情報や薬剤情報の登録について

- ・ 医療情報や薬剤情報について、医療機関側に登録の義務はあるのか。オンライン資格確認の導入による利便性という点では資料に記載されているとおり（薬剤情報などの閲覧により、より良い医療を被保護者に提供することができる）であるが、登録されていない情報は閲覧できないという理解でよいか。現状はどうなっているか。
- 医療機関側に医療情報や薬剤情報の登録の義務はない。なお、これらの情報は、電子処方箋により登録される情報に含まれ、医療機関の間でも見るこ

とができる。現行でも、電子処方箋により登録するよう支援しているという状況である。

#### オンライン資格確認の導入に伴う特定個人情報の安全管理措置について

- ・ 資料P 6 「2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等」(1)に記載の「バックアップ用のデータは、磁気テープに記録し、」とあるが、バックアップはどの程度の間隔や期間で行っているのか。  
→ 生活保護のシステムとしては、毎日バックアップを取っており、1週間分を保存している。
- ・ バックアップ用のデータは、現在は光媒体などで保存することが考えられるが、磁気テープで保存しているのか。  
→ お見込みのとおりである。
- ・ 資料P 6 「2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等」(2)には「札幌市セキュリティポリシー」と記載があるが、P 6 の一番下の行には「札幌市情報セキュリティポリシー」と記載がある。両者の違いは何か。  
→ 誤記である。「札幌市情報セキュリティポリシー」が正しく、同じものである。
- ・ 資料P 7 「エ ネットワーク」について、「支払基金とのデータ連携には、支払基金が発行する電子証明書が必要となる」との記載があるが、これは何の話をしているのか。HTTPS に含まれている電子証明書の話をしているのか、クライアント証明書の話をしているのか、どちらを指しているのか。  
→ クライアント証明書を指している。
- ・ クライアント証明書であれば、クライアント全てに導入する必要があると思うが、導入しているのか。「支払基金とのデータ連携には、支払基金が発行する電子証明書が必要となる」と記載されていることと、「(HTTPS 通信)する」ということが別に記載されているため、電子証明書について、同じ話をしているのか、別の話をしているのかどちらなのか確認したい。つまり、HTTPS 通信を行う際、サーバー側に電子証明書が入っているのは当然として、さらに、やり取りするために個別に、札幌市側にクライアント証明書が入っていて、それを保有していない端末はアクセスできないという理解で正しいか。

- HTTPS 通信とクライアント証明書は別々の話である。したがって、お見込みのとおりである。
- ・ クライアント側に電子証明書がないとアクセスできないということか。
- お見込みのとおりである。
- ・ 資料P7「オ 委託業者における保護措置」(ア)について、オペレーションをしているところは監視しているのか。オペレーション室（サーバ室）への入退室の管理は記載があったため理解したが、実際の操作を行っているところについては、記録を取っているのか。
- オペレーション室（サーバ室）において職員が使っているシステムは、監視カメラで録画している。
- ・ オペレーション室（サーバ室）に入室する際にデバイスを持ち込んでいるかどうかについては、確認を取っているのか。具体例を言うと、スマートフォンを持ち込み、画面を撮影するという危険性はないのか。あらかじめデバイスを持たないようにして入室するのか。
- 持たないようにして入室する。
- ・ ボディチェックを行っているわけではないのか。
- ボディチェックは行っていない。入室時は複数人で入室することになっている。
- ・ 複数人での入室については、何も安全性が担保されていない。どこにも記載がないが、おそらく USB メモリ等は使用禁止になっていると思うが、情報漏えいの観点から言うと、画面を撮影することやスマートフォンを記録装置として持ち込むという事件は現に国内において発生しているため、万が一のためにその対策はしているのか。
- オペレーション室（サーバ室）への入室の際は、この庁舎を管理する別の部署の職員が同席する。また、室内に何の機材を持ち込むかについては事前に申請を行う必要があり、申請に該当しないものについては持ち込むことができない。
- ・ 事前に申請があったとしても、100%安全性が担保されるわけではない。
  - ・ 資料P7「エ ネットワーク」に記載された「ファイアウォール」とは、具体的に何を阻止しているのか。
- ファイアウォールについての資料は持ち合わせていないことから、具体的に

どのようなことを行っているのかは答えられない。

- ・ 一般論として「ファイアウォールというものが入っていれば大丈夫」というように思われがちであるが、どのような機能を持っているか、という点については最低限対外的に説明があっても良いと思う。今回即答できないのは、承知した。
- ※ 審議会終了後、事務局を通じて、各委員に電子メールにより、設置するファイアウォールの設定について説明がなされた。
- ・ 資料P 1 1 4に記載された評価書に対するご意見No.7について、医療保険者等向け中間サーバー等と連携する情報の量は、行政機関側に裁量があるのか。  
→ 裁量はない。
  - ・ 評価書の変更箇所を記載した資料P 1 0 9の表の下から3つ目の変更後の記載の欄で「委託先に対し、～」から始まる文面だが、委託先への立ち入り検査時に仮に問題があった場合の対応については、マニュアル化されているのか。  
→ 仮にそういう事例があった場合は、個人情報保護委員会への報告が必要になるが、国の医療保険者等向け中間サーバー等の話になるので、厚生労働省などとも連携し、是正に向けた対応を検討していくこととなると考えられる。
  - ・ オペレーション室（サーバ室）への入室の際のスマホ等デバイスの持ち込みについては、別部署の職員が立ち会うことや、持ち込んでよいものについて事前に申請を行うとのことであったが、スマホというものについては日常的に持ち歩いているように思う。おそらく、今後特定個人情報ファイルの第三者点検を行う際は、常にオペレーション室（サーバ室）へ入室する際の管理体制等を問われることになるとと思われる。例えば「札幌市情報セキュリティポリシー」の中に「スマホを持ち込まない」等の規程を具体的に明記する等工夫があれば、もう少しセキュリティについて確実になるのではないかと思う。
  - ・ オンライン資格確認の効用については今後運用していく中で明らかになっていくものであるが、同時に「被保護者」に関する情報ということであれば、いつも以上にセキュリティについて留意する必要があることから、この点については引き続き漏えい等がないようシステムを構築していく必要があると思う。

- 審議の結果、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの重要な変更について、妥当である旨を答申することとなった。

イ 【諮問第147号】市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

- 市の機関から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

過去5年間での事務処理等の変更点及び事故の発生状況について

- ・ 説明があった事務処理の流れについて、全てに渡って5年間変わっていないのか。
- 一切変わっていないのではなく、特定個人情報ファイルの取扱いについて、セキュリティの面で影響のある部分に変更がないということである。
- ・ 資料P121「(3) 特記事項」イについて、重大事故となるにはある一定の基準があると思われるが、それに満たないような軽微な事故についても、この5年間はなかったとの理解でよいか。
- 重大な事故に該当しない事故は、1件存在した。具体的には、給与支払報告書に基づき税システムで登録を行う際に、ある社員を勤務先とは別の会社に紐づけてしまったため、当該社員のデータを別の会社へ送付してしまったという事故があった。この事案については、社員本人の希望により公表していないが、個人情報保護委員会に対しては既に報告済みである。この事故を境として、勤務先の会社へ紐づけるといふ登録処理の際には、これまではダブルチェックを行っていたが、登録処理時のダブルチェックに加え、データ送信時も再度チェックを行うこととして、トリプルチェックを行うことに変更した。
- ・ 「事務処理等の変更点」は「なし」となっているが、このトリプルチェックについては、事務処理の変更にあたらないのか。
- このトリプルチェックへの事務処理の変更については、セキュリティを危うくさせるような変更ではなく、セキュリティレベルを上げる変更であるため、審議会場で審議が必要な事務処理の変更ではないと判断している。
- ・ そういった事故に対する対策も、しっかり講じられていると理解した。



## 職員への研修について

- ・ 資料P 1 2 4の上から2行目では「担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う」と記載があるが、職員に対しては、具体的にはどのような研修を行っているのか。
- 職員にはいくつかの研修を受講する機会を与えており、例えば、税業務を初めて行う職員向けのコンプライアンス研修、マイナンバーを扱う職員全員を対象としたマイナンバーの制度や考慮する事項を盛り込んだマイナンバー研修、システムを扱う職員を対象としたシステムセキュリティの研修等を実施している。
- ・ 研修については対面で行っているのか、それとも画像などのデジタル教材によって行っているのか。
- 例えば、コンプライアンス研修など直接訴えかける必要があるものは対面で行っており、知識の習得を目的としたマイナンバー研修はデジタル教材の閲覧等により実施している。
- ・ 研修についての受講確認は、行っているのか。
- デジタル教材による一部の研修については、研修を受講した後に質問に回答する形式で受講確認を行うものもある。
- ・ 研修の受講確認時に確認テスト等を行う場合、例えば、10問中7問以下の正答率の場合は研修を再受講するなどの措置を取っているのか。
- そこまでの措置は行っていない。しかし、自分自身の回答が正しかったかどうかについては、研修受講後に振り返ることができるようにしていることから、そこで知識の修正を図ることができると思われる。

## eLTAX とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務について

- ・ 資料P 1 2 4 「オ 委託業者における保護措置」(ア)に記載された認定委託先事業者について、札幌市は1社と契約を締結しているとのことであるが、この「1社」というのは、継続的に5年間契約をしているということか。契約期間、委託期間はどのようになっているのか。
- 今年度、契約が切れるタイミングであったため、改めて一般競争入札を行い、結果的には前回と同じ業者と契約することとなった。
- ・ この「1社」については、実際にいつから委託契約が始まっているのか。

- 平成30年12月から始まっている。
- ・ 今日に至るまで、認定委託先事業者というものは、何社存在したのか。同じ業者がずっと落札している状況なのか。
- 単年契約ではなく、毎年入札に付しているわけではないが、結果的には同じ業者が落札している状況である。
- ・ 入札について、総合評価ではなく、一般調達なのか。
- お見込みのとおりである。
- ・ つまり、金額のみを見ているということか。
- eLTAX のサービスを地方自治体に提供できる認定委託先事業者であることを入札参加の要件としているため、あとは入札金額に基づき、契約を行っている。
- ・ この「8社」というのは、全国で8社なのか。
- お見込みのとおりである。
- ・ 認定委託先事業者になるためには、事業者として申請を行わなければいけないのか。
- 地方税共同機構に対し申請を行い、認められる必要がある。
- ・ 地方税共同機構が行う「認定」というものは、セキュリティ面などを厳しく審査しているものになるのか。
- 認定も厳しいものであるが、それに加え、毎年度、監査法人が外部監査を行って、合格する必要がある。

#### 帳票データ印刷及び事後処理業務について

- ・ 資料P125「(ウ) 帳票データ印刷及び事後処理業務」では、帳票データをDVDに格納するとのことであるが、容量的には普通のDVD1枚に収まるようなものなのか。複数枚に及ぶこともあるか。
- ものによっては複数枚になることもある。
- ・ 格納するデータを暗号化しても複数枚になるか。
- 複数枚になる場合もある。例えば、年度ごとの納税通知書等は、データとしては大きくなることから、DVDも複数枚になることがある。
- ・ 「暗号化」という文言から、データを圧縮していると思われるが、それでもDVDは複数枚になるのか。

→ お見込みのとおりである。

#### スキャニング作業及びデータ入力業務について

・ 資料P 1 2 7にあるとおり、紙ベースで提出された「給与支払報告書の処理工程」では、委託事務として、スキャンとデータ入力の2度人手が入っているが、これも5年間ずっと同じなのか。また、これから5年間も同じような作業が必要となるのか。紙ベースで提出された給与支払報告書をスキャンしてデータ入力するという、二度手間になっているように思う。人手が入れば入るほど、情報漏えい等のリスクが高くなるように思うが、紙ベースでの給与支払報告書というものは、現在も多いのか。

→ 現状、全体の約30%が紙媒体での報告である。給与支払報告書の主体は企業・会社であるが、eLTAXでの電子申告の推進を国が目標として掲げており、札幌市でも推進しているところである。毎年電子申告率が増加しており、紙媒体の割合が少なくなっているため、今後は作業が徐々に減ってくると思われるが、現状としては紙媒体での処理も必要である。

・ この「給与支払報告書」について、紙のフォーマットは存在するのか。

→ 存在する。

・ 紙のフォーマットについて、現在までOCR化する等（読み取りやすい形式にする）という発想には誰も至らなかったのか。

→ 札幌市では国税庁の源泉徴収票の様式と同じものを使用しており、この源泉徴収票の様式については現在までOCR化するという議論にはなっていないようである。

・ 源泉徴収票の様式については毎年少しずつ変わっているが、その変更に対応するためには結局人手に頼らなければいけない、という話になるという理解でよいか。

→ 国税庁としてはeLTAXでの電子申告の方を推進しており、紙媒体の様式をOCR化することよりも一歩先を見ている。

・ 3割が紙媒体での提出というデータを示してもらったが、カーボン紙での提出もあるのか。

→ カーボン紙での提出もある。

・ カーボン紙で提出された給与支払報告書を読み取るような装置というものは、

この世に存在しないのか。

- 民間企業では、OCRの技術を用いているところはあるが、手書きのものを正確に機械で読み取るための精度が上がらないというのが現状である。このため、手書きのものを読み取るためにどうしても人の手が入ることになる。
- 審議の結果、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの5年点検について、妥当である旨を答申することとなった。

#### (4) 閉会